

北陸信越運輸局報

第375号

平成25年6月21日(金曜日)
(毎月3回1・11・21日発行)

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電話(025)285-9000
FAX(025)285-9170
<http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/>

目次

許認可等	△自動車分解整備事業の認証 1ページ
行政処分	△一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分 2ページ

○ 許 認 可 等

■自動車分解整備事業の認証(自動車技術安全部)

認証番号	新認証第283号
認証年月日	平成25年6月12日
事業者名	株式会社青又商店
事業場名	株式会社青又商店
事業場所在地	新潟県燕市燕字小屋場1229番地3
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車(乗用)、小型四輪自動車、小型三輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普乗、小四、小三 【動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝】 小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	新認証第284号
認証年月日	平成25年6月13日
事業者名	株式会社寺泊モーターサービス
事業場名	株式会社寺泊モーターサービス ダイハツ燕吉田店
事業場所在地	新潟県燕市吉田西太田字土手内1779番地1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

○ 行政処分

■ 一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分（平成25年5月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成25年5 月10日	新潟共立運輸株式会 社 代表者 佐藤正 義	上越営業所	文書警告	平成25年2月4日、重 点監査の対象となっ たことから監査実施。1 件の違反が認められ た。(1) 定期点検整備 の実施違反（貨物自動 車運送事業輸送安全規 則第13条、道路運送車 両法第48条）	0	0
	新潟県新潟市中央区 竜ヶ島 1-4-14	新潟県上越市頸城区 西福島字本田 512-6	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			
平成25年5 月14日	有限会社蓼科商会 代表者 掛川初子	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年6月7日、車 検整備のため、長野運 輸支局に車両を持ち込 んだところ、不正改造 されていたことから監 査実施。1件の違反が認 められた。(1) 整備不 良（貨物自動車運送事 業輸送安全規則第13 条、道路運送車両法第 41条及び第47条）	2	2
	長野県北佐久郡立科 町大字宇山 1703-2	長野県北佐久郡立科 町大字宇山 1703-2	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。